二　投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで（同条第一号及び第四号にあっては、会計監査人に係るものを除く。）、第七十四条の二各号及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三　［略］

四　投資主総会参考書類に記載すべき事項（前三号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

［２・３　略］

（役員等賠償責任保険契約から除かれるもの）

第百六十八条の二　法第百十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する投資法人を含む保険契約であって、当該投資法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該投資法人に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（募集事項）

第百七十六条　法第百三十九条の三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第百三十九条の九第八項又は法第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四　法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する投資法人債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五　法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百七十八条　法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　投資法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所

二　投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

（投資法人債の種類）

第百八十条　法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

二　投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三　［同上］

四　投資主総会参考書類に記載すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

［２・３　同上］

［条を加える。］

（募集事項）

第百七十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

［号を加える。］

［号を加える。］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百七十八条　法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、投資法人債管理者を定めたときのその名称及び住所とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

（投資法人債の種類）

第百八十条　［同上］

［一～五　同上］